

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Oct.2025 vol.150

10月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

秋といえば

食欲の秋、スポーツの秋— いろいろな楽しみ方がありますが、「読書の秋」もそのうちの一つですね。涼しく澄んだ空気の中、物語にじっくり浸るにはぴったりの季節です。最近では書籍のサブスクも主流となり、スマホやタブレットがあれば移動中でも手軽に楽しめるのが魅力。私もつい電子書籍に頼りがちですが、先日ふと立ち寄った図書館で久しぶりに紙の本を手に取り、その良さを再発見しました。ページをめくる音や紙の香り、重みから伝わる物語の存在感は、デジタルでは味わえない特別さがあります。ゆっくり本を開く時間も大切にしたいですね。秋の夜長に静かに本と過ごす、自分だけの時間を味わってみてはいかがでしょうか。





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



インボイス制度に関するQ&A ③

国税庁から公表されている「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（インボイス制度に関するQ&A）」が令和7年6月に改訂されました。今月も引き続き当該改訂内容から特に参考になるQ&Aをご紹介します。

1 書面での適格請求書の交付を求められた場合の金銭負担について



質問

当社は適格請求書をPDF等の電子データにより提供することとしていますが、書面での適格請求書の交付を求められました。その場合印刷実費相当分の手数料として110円（税込）の負担を求めることとしていますが、このように金銭的負担を求めることは問題ないのでしょうか。

回答

適正金額であれば、問題はありません。



- 適格請求書発行事業者は、取引相手の求めに応じて適格請求書を交付する義務があります。また**電子的記録での提供も可能で、交付方法については決められておりません。**
- 書面での交付を求められた場合、印刷代など実費相当分の手数料を請求することは、社会通念上相当と認められるものであれば問題となりません。
- ただし、取引上の優越的地位を利用して高額な手数料等を強制することは、独占禁止法上問題となる可能性があります。
- また貴社が受領する手数料は「書面による適格請求書の交付」という課税資産の譲渡等の対価に該当することから、**当該手数料等についても適格請求書の交付義務が生じることになります。イメージ図のように元の請求書の額に新しく手数料分を追加し、記載する必要があります。**

※国税庁「インボイスの取扱いに関するご質問(令和7年6月10日更新)」より引用

【イメージ】

請求書（書面交付）

(株)●● 御中 令和●●年●●月●●日
▲▲(株) T1234...

●月分 ◆◆役務提供の対価	10,980
書面による請求書発行費用	110

合計	11,090
内 税 (10%)	1,008

適格請求書に記載すべき消費税額等は、適用税率ごとにそれぞれ一回端数処理を行うことから、元の課税資産の譲渡等が標準税率対象であった場合、まとめて端数処理を行う必要がある。

MUKAI NEWS!

☆仕事体験プログラムを開催しました☆

むかいアドバイザーグループの青木です。弊社では採用活動の一環として8月29日（金）および9月11日（木）に、学生の皆さまを対象とした仕事体験プログラムを実施しました。「会社設立シナリオで体験！税理士法人×司法書士法人のリアルジョブ」をテーマに、法人設立から会計・税務業務までを疑似体験いただき、専門家同士の連携や実務の流れを学んでいただきました。「学びが実務にどう活かされるか分かった」「普段できない士業の業務を体験できてよかった」といった嬉しい声が寄せられ、今回の体験が、将来働く企業や職種を考えるうえでの一助となったことを嬉しく思います。



むーマンの相続相談室

テーマ：相続放棄をするとどうなる？

お悩み
解決！



回答者 むーマン

相続で困っている人たちに
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

Question

親族が亡くなり、遠縁ですが私も法定相続人にあたるようです。他の相続人の方々との面識もありませんし、私の相続分もわずかなようなので、相続放棄したいと思います。相続放棄をするとどうなるのですか？



太郎さん



むーマン

相続放棄には、大きく2つの方法があります。

1つは、太郎さん以外の方が財産を取得する内容の「遺産分割協議書」に署名捺印する方法です。これは「自分はこの遺産を受け取らないことに同意します」という意思表示にあたります。ただし、この場合も法律上は相続人の立場を失うわけではありません。もう1つは、家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出して行う正式な相続放棄です。こちらは法律上、はじめから相続人でなかったものと扱われます。今回はこの正式な相続放棄について説明しますね。

相続放棄をすると、遺産を一切相続できなくなり、遺産分割協議などの手続きにも原則関与する必要がなくなります。ただし、亡くなった方の生命保険金で、太郎さんが受取人に指定されている場合は受け取ることができます。生命保険金は遺産ではなく、受取人の固有財産だからです。

生命保険金は
遺産ではない

ありがとうございます。私が相続放棄すると、相続権は私の子供に移るのでしょうか？



太郎さん



むーマン

いいえ、太郎さんのお子さんに相続権が移ることはありません。相続放棄をすると、はじめから相続人でなかったものと扱われるため、その相続分は他の相続人に分配されます。もし他に相続人がいなければ、次の順位（例えば兄弟姉妹）が相続人となります。さらに次順位の相続人もいない場合は「相続人不存在」となり、家庭裁判所の手続きを経て、特別縁故者（生前に被相続人を介護した人や生活を共にしていた人など、特別な関わりがあった人）への財産分与が行われることもあります。最終的に誰も財産を受け取る人がいなければ、その遺産は国庫に帰属（国のものになること）します。

むーマン
から一言！

なお、相続放棄には期限があり、「相続開始を知ったときから3か月以内」に家庭裁判所へ申立てを行う必要があります。迷っている場合は早めに専門家へ相談することをおすすめします。

WEBからも
ご予約可能

相続の無料相談予約受付中！

お気軽に！

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「信念のもとに」

昔の商人は、「店是（てんぜ）とのれん」を大切にし、ときには自分の生命よりもこれを大事にした。伝来の店是とのれんを守ることに商人としての生命をかけ、強い信念と誇りがあった。その良し悪しは別として、「武士道とは死ぬことと見つけた」という葉隠武士の信念に通じ、そこに土性骨といわれるものの源泉があった。時代や人の考えは変わったが、信念に生きる尊さは変わらない。いや今日ほど事をなす上で信念の尊さを痛感するときはない。為政者に信念がなければ国はつぶれ、経営者に信念がなければ事業はつぶれる。正しい国是、誇りある社是を定め、強い信念のもと確固たる歩みを進めたい。そこから国家、事業、個々の真の繁栄が生み出されると思うのである。

(引用「道をひらく」 松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けてたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談しにくい

編集・発行

代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)

11月4日より新事務所：〒920-0024 石川県金沢市西念2丁目35番1号



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglerier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています